

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第4次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

- 第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。
- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
 - (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第4次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第3次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画」を包含します。

4 計画の期間

平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5か年とします。

5 計画の背景

葛飾区男女平等推進計画（第4次）策定（平成24年3月）後における区、国、都の主な動きは以下の通りです。

（1）区の動き

①葛飾区基本計画（平成25年度～平成34年度）及び葛飾区中期実施計画（平成28年度～平成31年度）における男女共同参画施策の位置付け

基本目標3「豊かな区民文化を創造しはぐくむまちー生涯学習とふれあいー」、政策16「人権・平和・ユニバーサルデザインー区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます」の中で、「すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします」として、男女平等の推進や、配偶者暴力の防止等の内容が盛り込まれています。また、葛飾区中期実施計画（平成28年度～平成31年度）においては、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」「男性の家庭生活への参画支援事業」「配偶者暴力防止事業」の3つが、計画事業として位置付けられています。

②男女共同参画の視点に立った葛飾区地域防災計画の改正

平成23年3月に発生した東日本大震災で得た教訓を、防災・災害時における各種取組に反映させるため、平成24年9月に、国の「防災基本計画」が改正されました。また、葛飾区でも、想定される被害や課題に対応するべく、平成25年9月に「葛飾区地域防災計画」を改正しました。「要配慮者・男女のニーズへの配慮」を対策の視点とし、「①男女のニーズを踏まえた物資の確保、避難所スペースの配置」、「②防災市民組織等への女性参画」の2点を、新たに内容に盛り込みました。

③葛飾区男女平等推進センターの動き

葛飾区男女平等推進センターでは、従来の男女平等推進事業に加えて、新しい様々な事業にも取り組んできました。講座・講演会においては、平成24年度から、固定的性別役割分業意識にとらわれない職業観の育成を目的とした進路選択に関する講座を開催し、仕事と生活の調和への取組では、平成25年度から、区内企業へ社会保険労務士を派遣して育児・介護休業法に適合するよう就業規則の改正等を行う、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業を開始しました。また、配偶者暴力防止への取組として、平成26年4月に、配偶者暴力相談支援センター業務を開始しました。

④関連する各分野計画の改正

平成26年度、平成27年度には、福祉、子育て、健康に関する多くの計画が策定・改定されました。これらの関連分野計画には、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などの仕事と生活の調和に関わる施策や、健康診査の実施等を通じた生涯にわたる健康支援などに関する施策が含まれます。

【関連分野計画】

- ・「葛飾区職員仕事・子育て生きいき計画」（特定事業主行動計画）（平成28年度～平成32年度）

- ・「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～平成31年度)
 - ・「第6期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成27年度～平成29年度)
 - ・「第4期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」(平成27年度～平成31年度)
 - ・「第4期葛飾区障害福祉計画」(平成27年度～平成29年度)「葛飾区障害者施策推進計画」(平成24年度～平成29年度)
- ※障害者施策推進計画は第4期葛飾区障害福祉計画に合わせての改定
- ・「葛飾区教育振興基本計画」(平成26年度～平成30年度)
 - ・「かつしか健康実現プラン」(平成26年度～平成30年度)

(2) 国の動き

①女性活躍推進法成立と「第4次男女共同参画基本計画」の策定

国では、少子高齢化による労働力人口減少が進む中、「女性の活躍」を成長戦略の柱に位置付け、女性活躍の推進に向けて取組を進めています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)は、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に制定されました。同法の規定では国や地方公共団体、従業員301人以上の企業に対して、女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、行動計画の策定、情報の公表を義務付けています。(平成28年4月1日施行)

また、平成27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」の内容構成は、以下の通りです。

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	あらゆる分野における女性の活躍	①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
		②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
		④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
		⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現	⑥生涯を通じた女性の健康支援
		⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
		⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
		⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
		⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV	推進体制の整備・強化	国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施、地方公共団体や民間団体等における取組の強化

②女性に対する暴力防止の動き

女性に対する暴力防止についても、さまざまな取組が進められています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、法律婚または事実婚の配偶者(婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。)だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされるよう、法改正が行われました。(平成26年1月3日施行)

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たな規制対象となり、(平成25年10月3日施行、ただし連続メールに係る規制は7月23日施行)さらにその後の改正で、SNSを用いたメッセージ送信等を行うことなども新たな規制対象になりました。(平成29年1月3日施行)

そして、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）により、私的に撮影された性的な画像等を、撮影対象者の同意なく、インターネット等に公表する行為が規制されるようになりました。（平成 26 年 11 月 27 日施行。ただし、罰則規定は 12 月 17 日施行、プロバイダ責任制限法の特例は 12 月 28 日施行）

③防災・災害復興における女性の参画

東日本大震災の教訓を踏まえ、防災及び災害・復興時における男女共同参画の重要性が認識され、「防災基本計画」に男女共同参画の視点が盛り込まれました（平成 24 年）。これを受け、各自治体の「地域防災計画」において男女共同参画の視点から見直しが行われています。

④職場における差別的扱いやハラスメントの防止

雇用における男女の均等な機会と待遇確保に向けて、男女雇用機会均等法施行規則の改正が行われ、間接差別となりうる措置の範囲の見直しが行われるとともに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、同性に対するものも含まれることを明示しました。（平成 26 年 7 月 1 日施行）さらに平成 28 年 3 月には「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正され、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。（平成 29 年 1 月 1 日施行）

⑤仕事と家庭が両立できる社会の実現に向けた雇用環境の整備

「育児・介護休業法」が改正され、介護休業の分割取得や子の看護休暇・介護休暇の半日単位の取得が可能になり、育児休業・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されるなど、両立支援制度の見直しがありました。（平成 29 年 1 月 1 日施行）

(3) 都の動き

「東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）」の策定

東京都は、「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定にあたり、女性の活躍推進の視点を追加・充実させた「東京都女性活躍推進計画」を策定し、さらに当該計画と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせた「東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）」を平成 29 年 3 月に策定する予定です。内容構成は、以下の通りです。

東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）		主な取組の方向性
	東京都女性活躍推進計画	①働く場における女性の活躍 ②女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現 ③多様な人々の安心な暮らしに向けた支援
東京都配偶者暴力対策基本計画	①配偶者暴力対策 ②性暴力被害者に対する支援 ③ストーカー被害者に対する支援 ④セクシュアル・ハラスメントの防止 ⑤性・暴力表現等への対応	

計画の位置づけ

【国】

- ・男女共同参画社会基本法 平成 11 年度～
- ・第4次男女共同参画基本計画 平成 27 年度～
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 平成 13 年度～
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 平成27 年度～

【東京都】

- ・東京都男女平等参画基本条例
- ・東京都男女平等参画推進総合計画(仮称)
東京都女性活躍推進計画
東京都配偶者暴力対策基本計画
平成 29 年度～

葛飾区基本構想
葛飾区基本計画
(平成 25 年度～平成 34 年度)
葛飾区中期実施計画
(平成 28 年度～平成 31 年度)

人権尊重・男女平等推進施策を位置づけ

葛飾区男女平等推進条例

- ・葛飾区男女平等推進計画(第5次) 平成 29 年度～平成 33 年度
- ・葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第3次) 平成 29 年度～平成 33 年度
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定められる「市町村推進計画」(葛飾区女性活躍推進計画) 平成 29 年度～平成 33 年度

- ・葛飾区男女平等推進計画(第4次) 平成 24 年度～平成 28 年度
- ・葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第2次) 平成 24 年度～平成 28 年度
- ・葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画 平成 21 年度～
- ・葛飾区男女平等推進計画(第3次) 平成 19 年度～
- ・葛飾区男女平等推進計画(第2次) 平成 14 年度～
- ・男女平等社会実現かつしかプラン(葛飾区女性行動計画) 平成8年度～

施策の連携

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 15 条に定められる「葛飾区職員仕事・子育ていきいき計画」(特定事業主行動計画)(平成 28 年度～32 年度)
- ・葛飾区子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度～31 年度)
- ・第6期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成 27 年度～29 年度)
- ・第4期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画(平成 27 年度～31 年度)
- ・第4期葛飾区障害福祉計画(平成 27 年度～29 年度)
- ・葛飾区障害者施策推進計画(平成 24 年度～29 年度)
- ・葛飾区教育振興基本計画(平成 26 年度～30 年度)
- ・かつしか健康実現プラン(平成 26 年度～30 年度)

